

令和4年1月17日

広島県登録介護支援専門員 各位

広島県健康福祉局医療介護計画課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員資格の
有効期間の臨時的な取扱いについて(通知)

平素より広島県における介護保険事業の円滑な運営に御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る広島県登録の介護支援専門員及び主任介護支援専門員の資格の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員資格の有効期間の臨時的な取扱いについて」(令和2年4月15日付け広島県健康福祉局医療介護計画課長通知)により、臨時的な措置を講じる取扱いとしているところです。

この度、資格を喪失しない期間及び臨時的な取扱いを適用する対象者について、次のとおり追加しますので通知します。

【資格を喪失しない期間】

受講中の研修修了日から2か月後までは資格を喪失しない取扱いとする。

(当初の喪失しない期間：令和4年3月31日まで)

【臨時的な取扱いを適用する対象者】

広島県知事から介護支援専門員の登録を受けている者のうち、次のいずれも満たす者

①次のいずれかの研修を受講中の者

- ・令和3年度広島県介護支援専門員更新研修課程Ⅰ
- ・令和3年度広島県介護支援専門員実務未経験者に対する更新研修
- ・他都道府県において実施中の(主任)介護支援専門員更新研修

②介護支援専門員証の有効期間満了日が令和2年2月25日から令和3年12月31日までの間の者

※対象者が、受講中の研修修了後に更新交付申請を行った場合は、「本来の有効期間満了日」から5年間までを有効期間とする介護支援専門員証を交付する。

(注) 令和3年3月24日付け広島県健康福祉局医療介護計画課長通知による臨時的な措置の対象者(有効期間満了日が令和4年1月1日から令和4年12月31日までの間の者)については、当該通知の対象者ではありません。

根拠等

○「新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員等法定研修の臨時的な取扱いについて」

(厚労省老健局振興課 事務連絡 第1報：令和2年2月25日、第2報：令和2年3月18日)

担当：介護推進グループ

電話：082-513-3206